

「令和5年度食品、添加物等の夏期一斉取締り」の実施について

「令和5年度食品、添加物等の夏期一斉取締り」として、下記のとおり監視指導を実施しました。
記

1 実施期間

令和5年6月26日（月）から8月31日（木）まで

2 実施内容

(1) 監視指導

飲食店営業施設や食品等の製造、販売施設等に対し延べ441件の監視指導を実施しました。詳細は下表のとおりです。監視指導の際は、厚生労働省の定める「令和5年度食品、添加物等の夏期一斉取締り実施要綱」に基づき、食品等の取扱い状況や施設設備の衛生管理状況の調査を実施しました。

調査の結果、食品衛生法第54条違反（手洗い設備の不備等の施設基準違反、6施設）が確認された施設にも行政指導を行い、改善を確認しました。また、食品衛生法第55条違反（無許可営業）が2件あったため、速やかに営業を中止させるとともに、必要な営業許可を取得させました。

監視指導施設	件数
魚介類を処理又は販売する施設	14
食肉を処理又は販売する施設	19
大量調理施設（給食施設等）	13
広域流通施設	26
その他施設	369
計	441

(2) 食品等収去（抜き取り）検査

食品等取扱施設から生食用鮮魚介類やそうざい等の食品75検体を収去し、細菌、食品添加物又は残留農薬等延べ1,894件の検査を実施しました。詳細は下表のとおりです。収去検査の結果、「豊橋市食品の衛生管理指標を定める要綱」に定める管理指標の逸脱（生菓子）が1件ありました。原因究明及び行政指導を行い、改善を確認しました。

食品分類	検査 検体数	検査件数		
		微生物	添加物	その他
食肉、食鳥肉及び食肉製品	21	14	20	15
乳及び乳製品	4	8	-	-
食鳥卵	1	1	-	-
水産食品（魚介類、水産加工品）	6	5	1	-
野菜、果実、穀物等及びその加工品	18	18	10	1,704
上記以外の加工品	25	82	10	6
計	75	128	41	1,725

(3) その他

- ・ 自主回収報告があった施設（食品衛生法第51条違反（不適切な温度で販売）、3施設）に行政指導を行い、改善を確認しました。
- ・ 当該期間中に食中毒の発生はありませんでした。